

これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

改正精神保健福祉法の附則において、同法の施行後3年（平成29年4月）を目途として、医療保護入院の手続の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされている。当該規定を踏まえた検討を行うとともに、平成26年7月に取りまとめた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行う場として、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方に加え、平成26年7月に取りまとめた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を含め、精神保健医療福祉の在り方について検討を行う。

3. 構成等

- (1) 検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (6) その他、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。
- (7) 検討会の下に分科会を置くこととする。

4. その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。

これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会 構成員

伊澤雄一	精神保健福祉事業団体連絡会代表
伊藤弘人	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 社会精神保健研究部長
岩上洋一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会理事 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク代表理事
江藤 修	杵築市福祉推進課長
太田匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
荻原喜茂	一般社団法人日本作業療法士協会副会長
籠本孝雄	公益社団法人全国自治体病院協議会常務理事 兼 精神科部会部会長
柏木一恵	公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
河崎建人	公益社団法人日本精神科病院協会副会長
神庭重信	九州大学大学院医学研究院精神病態医学分野教授
吉川隆博	一般社団法人日本精神科看護協会業務執行理事
久保野恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
佐竹直子	一般社団法人日本総合病院精神医学会理事
澤田優美子	日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程
白川教人	全国精神保健福祉センター長会会長
田川精二	公益社団法人日本精神神経科診療所協会理事
近森正幸	社会医療法人近森会近森病院院長
千葉 潜	医療法人青仁会青南病院理事長
中板育美	公益社団法人日本看護協会常任理事
長野敏宏	特定非営利活動法人ハート in ハートなんぐん市場理事
中原由美	全国保健所長会(福岡県糸島保健福祉事務所長)
野沢和弘	毎日新聞論説委員
樋口輝彦	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター総長
平田豊明	千葉県精神科医療センター病院長
広田和子	精神医療サバイバー
船津定見	佐賀県健康福祉本部長
本條義和	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長(みんなねっと)
松田晋哉	産業医科大学医学部公衆衛生学教授
松本純一	公益社団法人日本医師会常任理事
山本輝之	成城大学法学部教授

(五十音順、敬称略)

(以上 30 名)